

健保 だより

Vol.213

2018

TOPICS

- 平成29年度 決算がまとまりました ————— P.2
- 健康は自分でつくり、自分で守る ————— P.4
- インフルエンザ予防接種の受け方 ————— P.5
- けんぽinformation ————— P.6
- 名薬健保は、企業の健康を応援しています 他 — P.7
- 健保の健康づくり事業 ————— P.8

みなさんの健康を応援します!!

名古屋薬業健康保険組合

<http://www.meiyaku-kenpo.or.jp/>

平成30年8月から 70歳以上の方の医療費負担が変わりました

今後も進行する少子高齢化社会を見据え、持続可能な医療制度とするための改正が随時行われています。その中で今年8月から、70歳以上の方の高額療養費自己負担限度額が見直されました。

「高額療養費自己負担限度額を引き上げ＜70歳以上対象＞

外来・入院とも1ヵ月の医療費が高額になったときの窓口での支払いは、所得に応じて所定の額（自己負担限度額）までと決まっており、それ以上負担しなくてすむようになっています。これを「高額療養費制度」といいますが、そのうち70歳以上の方の所得区分が細分化され、高所得の方ほど、自己負担限度額が高くなりました。

平成30年7月まで			平成30年8月から	
自己負担限度額（1ヵ月当たり）			自己負担限度額（1ヵ月当たり）	
区分			個人ごと （外来）	世帯ごと （外来+入院）
現役並み 所得者	Ⅲ	標準報酬月額 83万円以上	57,600円	252,600円+（医療費-842,000円）×1% ＜140,100円＞
	Ⅱ	標準報酬月額 53万円～79万円		167,400円+（医療費-558,000円）×1% ＜93,000円＞
	Ⅰ	標準報酬月額 28万円～50万円		80,100円+（医療費-267,000円）×1% ＜44,400円＞
一般	標準報酬月額 26万円以下		14,000円 1年間の上限 144,000円	57,600円 ＜44,400円＞
			18,000円 1年間の上限 144,000円	57,600円 ＜44,400円＞

細分化
引き上げ

引き上げ

※＜＞内は直近12ヵ月間に同じ世帯で3ヵ月以上該当した場合の4ヵ月目以降の限度額です。

※住民税非課税等の低所得の方は、変更ありません。

※医療機関での支払いは原則、自動的に上記自己負担限度額が適用されますが、現役並み所得者区分ⅠⅡの方、窓口で「限度額適用認定証」（健保組合に事前申請して取得）を提示する必要があります。（平成30年8月1日の制度改正時点で該当している方には、7月27日付にて事業主様宛に送付しています。）
提示されない場合、現役並みⅢの区分の支払いとなり、申請により後日還付を受けることになります。

「高額療養費制度」についてはホームページでも詳しく解説しています。

<http://www.meiyaku-kenpo.or.jp/>

➡ 医療費が高額になったとき

他にも
高齢者の医療や介護の
費用負担に関わる改正が
実施されています。
詳しくはP7をご覧
ください。

平成29年度 決算がまとまりました

— 引き続き、医療費の節減にご理解ご協力を —

平成29年度は収入総額55億9,308万8千円、支出総額52億7,273万2千円、収支差引額は3億2,035万6千円で、経常収支は3,664万8千円となりました。

収入においては、保険料率の改定や平均標準報酬月額増加などの影響もあり、保険料収入では前年度より一人当たりで22,661円増加しております。

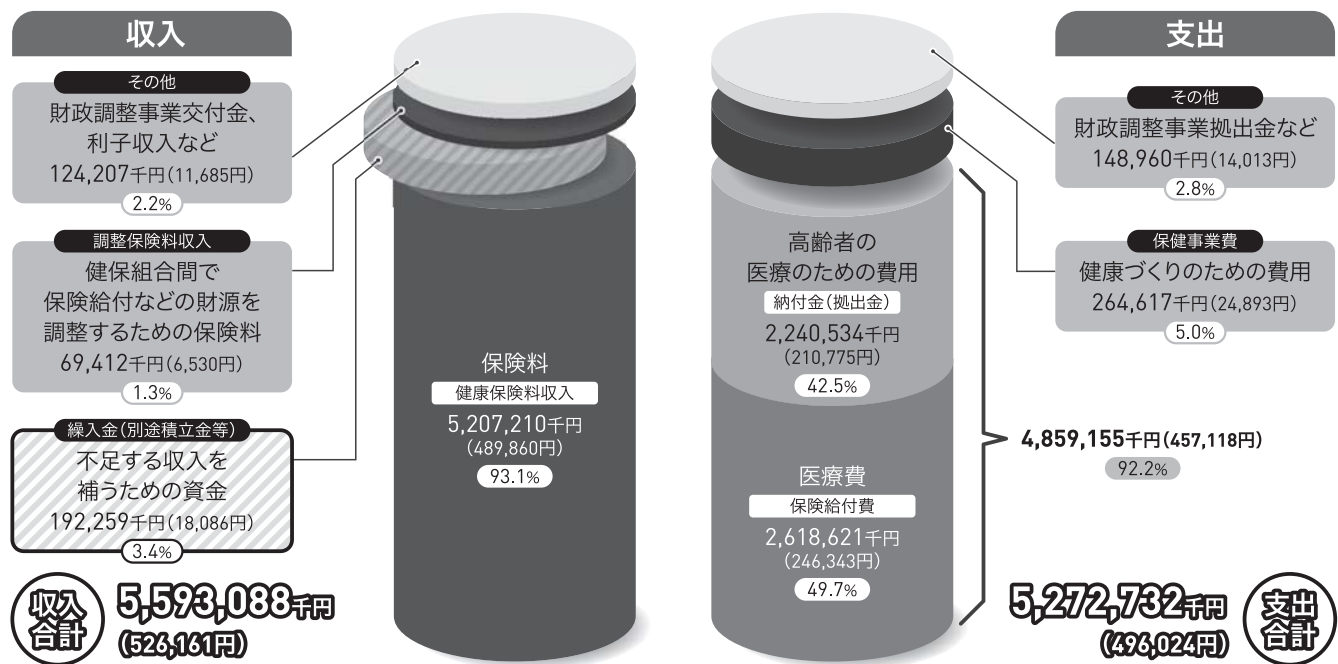
また、支出では高齢者のための納付金が減少となったほか、医療費などに充てられる保険給付費も前年度に比べ一人当たり3,528円減少しております。

医療費においては、今後も定期的な健診受検に加え、適正受診やジェネリック医薬品の利用など、引き続き医療費の節減にご理解ご協力をお願いいたします。

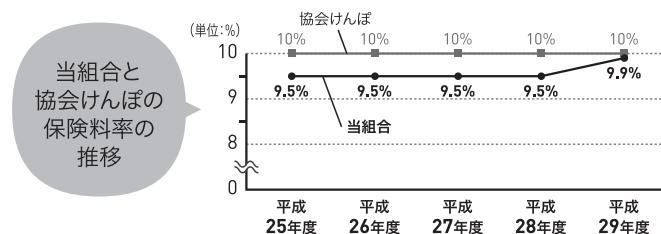
当組合はみなさまの健康を第一に各種保健事業を実施しておりますので、病気の予防にお役立ていただくなど、ご家族そろって健康の保持・増進にご利用いただきますようお願いいたします。

健康保険

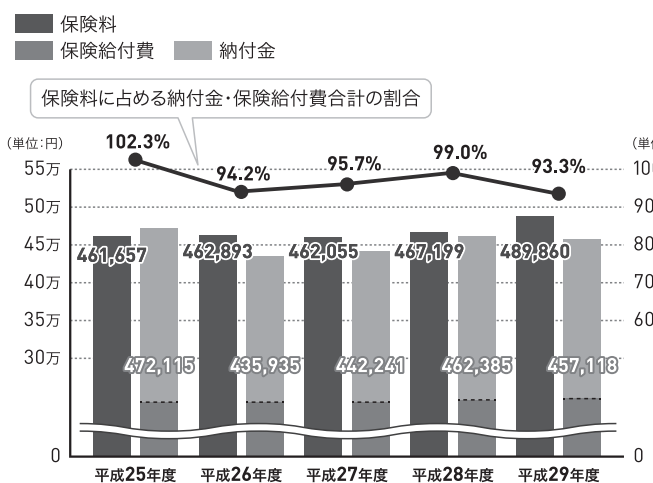
()内は被保険者1人あたり額



決算の基礎となった数値 ()内は前年度数値	対前年度
事業所数	129件 (130件) △0.8% (△1件)
被保険者数	10,630人 (10,893人) △2.4% (△263人)
平均標準報酬月額	339,024円 (335,851円) 0.9% (3,173円)
平均標準賞与年額	1,011,412円 (1,018,943円) △0.7% (△7,531円)
平均標準報酬年額	5,079,700円 (5,049,155円) 0.6% (30,545円)
平均年齢	42.66歳 (42.56歳) 0.2% (0.1歳)
扶養率	0.81人 (0.82人) △1.2% (△0.01人)
保険料率	9.9% (9.5%) 4.2% (0.4%)



1人あたりの保険料・保険給付費・納付金の推移



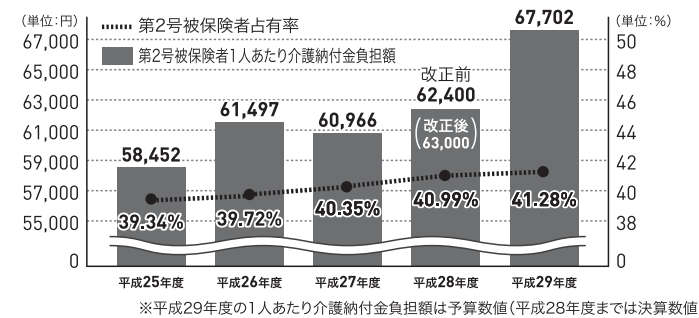
介護保険 (40歳~64歳)

科目	金額(千円)	介護保険第2号被保険者たる被保険者等1人当たり額(円)
介護保険収入	495,804	85,675
繰越金	30,000	5,184
繰入金	35,688	6,167
その他	6,429	1,111
合計	567,921	98,137
介護納付金	542,153	93,685
その他	43	7
合計	542,196	93,692
収支差引額	25,725	4,445
経常収支差引額	△39,963	△6,906

介護保険は市区町村が運営している各種介護サービスを提供するものですが、健康保険組合が事務的に介護保険料の徴収を行っています。

決算の基礎となった数値 ()内は前年度数値	対前年度
介護保険第2号被保険者数	7,882人 (8,090人) △2.6% (△208人)
介護保険第2号被保険者たる被保険者数	5,787人 (5,877人) △1.5% (△90人)
平均標準報酬月額	382,415円 (379,590円) 0.7% (2,825円)
平均標準賞与年額	1,129,087円 (1,135,897円) △0.6% (△6,810円)
平均標準報酬年額	5,718,067円 (5,690,977円) 0.5% (27,090円)
保険料率	1.5% (1.7%) △11.8% (△0.2%)

第2号被保険者の占有率と1人あたり介護納付金負担額の推移

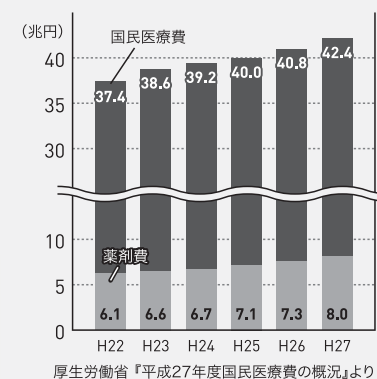


薬剤費の状況とジェネリック医薬品の現状

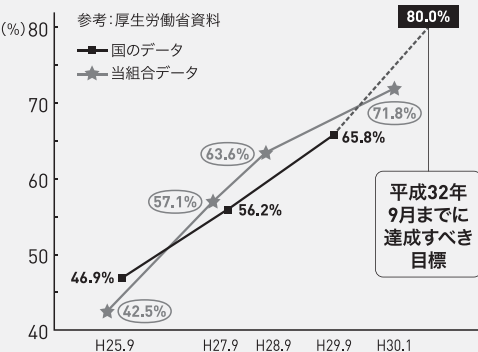
国をあげてジェネリック医薬品の普及に取り組んでいます

当組合ではジェネリック医薬品の使用割合が順調に伸び、平成30年1月現在で**71.8%**(被保険者72.7%・被扶養者70.6%)に達しております。平成32年9月の国の目標まであと一歩というところまできております。医療費節減の観点から、引き続き、ご理解ご協力をお願いします。

国民医療費と薬剤費の推移

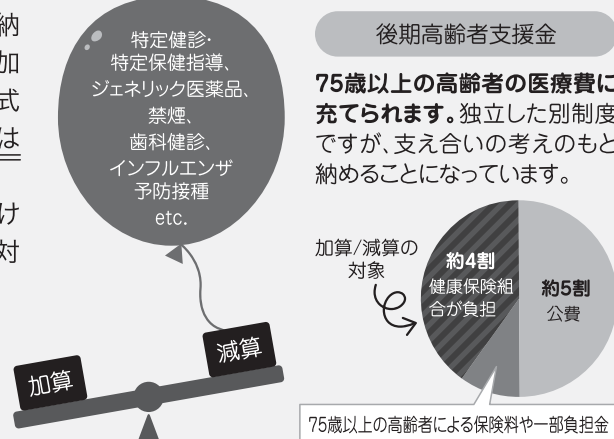


我が国の後発医薬品(ジェネリック医薬品)の数量シェアの推移と目標



一人ひとりの健康が、財政健全化のカギです

健康保険組合は、高齢者の医療を支えるための費用(納付金)を拠出しています。この費用が莫大で、今後も増加が見込まれるなか、国によって定められている支出の方式により、納付金のうち**後期高齢者支援金**が加算もしくは減算されることになっています。何もしなければ加算対象となり、財政悪化に拍車をかけかねない状況となります。そのため、当組合は「減算」の対象となるべく取り組みを継続しております。当組合の健康づくり事業を積極的に活用の上、健康の保持・増進に努めていただくことで、減算の対象になる可能性が高くなります。



健康は自分でつくり、自分で守る

健康は日々の生活習慣の積み重ねで得られるものです。
失って後悔しないように、今も将来もずっと健康でいるために、あらためて「健康づくり」を考え実践してみましょう。

免疫力を高める

免疫力を高める生活のヒント



- 栄養バランスのよい食事**
主食（ごはん・パン・めん類など）、主菜（肉や魚などのおかず）、副菜（野菜や海藻などのおかず）をバランスよく食べましょう。
- 適度な運動**
からだを動かして体温が上昇すると免疫力はアップします。激しい筋トレなどでなくてもOK。ウォーキングやストレッチなどを無理なく続けることがコツです。
- 十分な睡眠**
免疫細胞は睡眠中に活発に働くため、睡眠不足は免疫力の低下につながります。最適な睡眠時間は人それぞれですが、毎日一定の時間を確保したいものです。

★寒い季節に流行するインフルエンザは、免疫力を高めることに加え予防接種を受けて、重症化の予防に努めましょう。当組合では、予防接種の費用補助を行っていますのでぜひご利用ください。

詳しくはP5へ

生活習慣病の予防を意識する

生活習慣病予防のポイント



- 高血圧を予防改善**
まずは減塩が大切。めん類の汁は残す、だしや香辛料を活用して塩分控えめの味付けにする、カリウムを含む野菜を食べて、余分な塩分の排出を促すなど、食事面での注意が必要です。
※腎機能が低下している方などは、カリウムの摂取に制限があります。
- 脂質異常を予防改善**
食べすぎに注意。よく噛んで腹八分目を心がけましょう。脂質の多い肉や、甘いもの・アルコールは控えめに。ウォーキングなどの運動も効果的です。
- 高血糖を予防改善**
早食いは血糖値上昇の原因に。ゆっくり、よくかんで食べましょう。食物繊維を含む根菜類や海藻、きのこを積極的に摂ることも大切です。食後30分～1時間後に息切れをしない程度の筋トレやウォーキングをすると、血糖値の安定につながります。

★肥満は生活習慣病に共通する要因となります。肥満に高血圧・脂質異常・高血糖が1つでも重なると、リスクは増大します。太りすぎの方は減量に努めましょう

生活習慣病は健診を活かした予防・早期発見が大切!!

日々の生活習慣に加え、定期的に健診を受けることで万一のときも早期発見・早期治療が可能になります。当組合では、生活習慣病の発見に効果的な健診に加え、精密検査や生活習慣改善をサポートする保健指導を実施しています。積極的にご活用ください。

特定健診・特定保健指導の実施率向上にご理解・ご協力をお願いいたします

現在、国は健康保険組合などの医療保険者に対し、40歳以上の被保険者（ご本人）ならびに被扶養者（ご家族）の皆様方を対象に特定健診・特定保健指導の実施を義務付けており、国の設定した目標値の達成の如何によって、75歳以上の後期高齢者医療制度への支援金（平成30年度予算ベースで年間約11億円の負担）が最大で10%の減・加算される仕組みで、組合財政を左右する要因となっております。

また、平成29年度の特定健診・特定保健指導の実施率からは、全ての医療保険者の実績が公表される予定となっており、引き続き特定健診実施率（特に被扶養者様）や、特定保健指導実施率の向上に積極的に取り組みいただきますようお願い申し上げます。

	当組合の 平成29年度実績	国の 目標値
特定健診 実施率	78.4%	85%
特定保健指導 実施率	9.9%	30%

インフルエンザ 予防接種の受け方

実施期間

10月から
翌年1月

ワクチンが十分な効果を維持する期間は接種2週間後から約5ヵ月とされていますので、**10月から12月中旬まで**の接種をおすすめします。

予防接種実施の概要

		愛知県内	愛知県外
実施方法	① 愛知県医師会の対応医療機関における「接種補助券」対応※1	△	×
	② 事業所・健保会館巡回実施分	○	△
	③ 当組合の指定機関実施分	○	○
	④ ※補助実施分（補助金対応）※2	△	○
対象者		被保険者・被扶養者	
補助限度額		1,500円	

※1…65歳以上になる方は、対象となりません。
※2…愛知県内で実施される場合は、原則として補助金対応をいたしませんので予めご了承ください。ただし、※1の65歳以上の方または、「接種補助券」が当組合より発行されていない方は対応させていただきます。

⚠ 補助限度額について、公費による助成がある場合は、公費による助成後の額とさせていただきますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

接種方法

①愛知県医師会の対応医療機関で受ける場合

- ステップ1 会社のご担当者様から「接種補助券」を受け取る
★「接種補助券」を窓口で提示すれば
接種費用から1,500円差し引かれます
- ステップ2 各自で実施医療機関に予約
*対象の医療機関は、9月下旬頃に当組合のホームページでご確認いただけます
- ステップ3 接種当日「接種補助券」と「健康保険証」を窓口で提示
- ステップ4 接種費用から補助額を差し引いた額を支払う



◎「接種補助券」は原則として9月30日（10月1日現在）までにご加入の本人とご家族を対象（世帯ごとと同封）に作成いたしますので会社のご担当者様よりお受け取りください。
◎この「接種補助券」は氏名が変更になった場合や退職後に任意継続被保険者になった場合等も引き続き使用できますので、接種日現在の保険証と一緒に医療機関へご提示ください。

②③巡回接種および当組合の指定機関で受ける場合 ★後日補助金を申請する必要がないので便利です

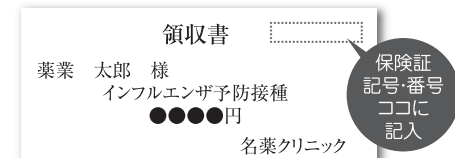
ご希望の接種機関等を選択のうえ、会社のご担当者様を通じてお申し込みください。

④補助実施分（補助金対応）

- ステップ1 接種を受けた医療機関で費用の全額を支払い領収書を受け取る
- ステップ2 領収書と実施者連名簿を会社のご担当者様へご提出。後日補助金を受け取る。

※愛知県内で実施される場合は原則として補助金対応となりませんが、接種補助券が当組合より発行されていない場合は対象となります。

◎領収書の右上に保険証の記号・番号を明記してください



⚠ 65歳以上の方も④の方式にてお願いいたします。

詳しくはホームページをご参照ください。

<http://www.meiyaku-kenpo.or.jp/> → 保健事業 → 病気の予防 → インフルエンザ予防接種

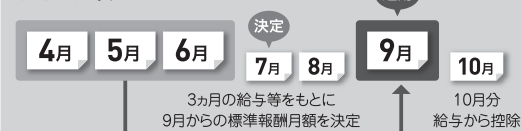
毎月の保険料の決め直し(算定基礎届^の_{ご提出})が行われました

健康保険料は、みなさんのお給料と賞与からの天引きで健保組合に納められています。この健康保険料を決定するために、毎年、事業主様より被保険者様全員の給料月額等(算定基礎届)をご提出いただいております。今年度もご協力いただきありがとうございました。これにより新しい「標準報酬月額」が決められ、9月分(10月の給料天引き分)より適用されます。

健康保険料の決め方 ～毎年決め直します～

- ①毎年4・5・6月の給料平均額を所定の50等級に当てはめ、「標準報酬月額」を決めます。
- ②原則1年間「標準報酬月額」と「賞与」に当組合の保険料率をかけた金額が、みなさんに納めていただく健康保険料となります。

保険料算定のスケジュール



平成30年度 名古屋薬業健保組合の保険料率内訳

高齢者の医療を支えるための保険料(健康保険料率の3割以上です)		みなさんの医療費等に充てられる保険料			[単位: %]
		事業主	被保険者	計	
健康保険料率	一般保険料率	基本保険料率	3.2319	3.2319	6.4638
		特定保険料率	1.6546	1.6546	3.3092
		小計	4.8865	4.8865	9.773
		調整保険料率	0.0635	0.0635	0.127
		計	4.9500	4.9500	9.9000
		介護保険料率(40歳～64歳)	0.7500	0.7500	1.5000
		合計保険料率	5.7000	5.7000	11.4000

計算例

標準報酬月額が24等級(340,000円)で賞与が年間90万円の方の健康保険料
 $340,000円 \times 4.95\% = 16,830円 / 月$
 $900,000円 \times 4.95\% = 44,550円 / 年$
年間合計 16,830円 $\times$ 12 + 44,550円 = 246,510円
 ※賞与は千円未満切り捨て、年間上限は573万円です。
 ※40～64歳の被保険者の方からは介護保険料も納めていただいています。

名薬健保は、企業の健康を応援しています

健康保険組合の特長は、加入している被保険者・被扶養者の実情に合わせ、事業主と一体となって健康管理事業が行えることです。名古屋薬業健康保険組合は、医薬品や化学薬品、医療器具・機械、介護機器・用品、衛生材料の製造や販売を中心とした129(平成29年度決算時点)の事業所で構成されており、加入者様の健康の保持・増進および福祉の向上から、加入各事業所様の繁栄・発展に努めております。

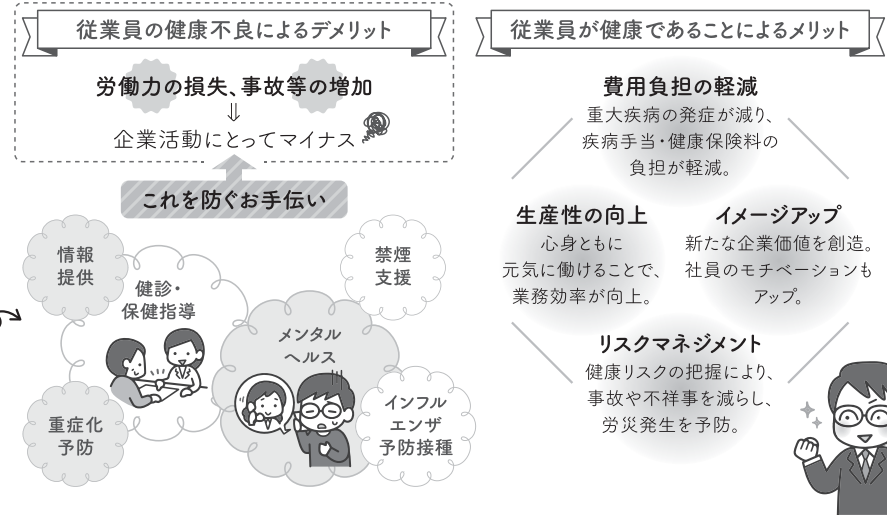
健康保険組合の三大事業

保険給付

病気やケガ、傷病による休業、出産、死亡などに対して、医療費の支払いや各種給付金を支給。

保健事業

近年、社会的にとくに注目されている働く人の健康とご家族の健康をサポートする事業を実施。



名薬健保は、今後も加入事業所様の企業活動を健康面から応援してまいります。

法改正 Information 平成30年8月より、一部金額と負担割合が変わりましたので、お知らせします。

70歳以上現役並み所得者の所得区分の細分化と高額介護合算療養費の限度額が引き上げられました

高額介護合算療養費は、同じ世帯に介護保険の受給者がいる場合に、医療保険と介護保険の自己負担を合算した額が限度額を超えた場合に支給されます。70歳以上の現役並み所得者については、70歳未満と同様に所得に応じた限度額に引き上げられました。(一般および低所得者の限度額は据え置き)

〈平成30年7月まで〉			細分化引き上げ	〈平成30年8月から〉		
区 分		70歳以上※の自己負担限度額/年額(8月～翌年7月)		区 分		70歳以上※の自己負担限度額/年額(8月～翌年7月)
現役並み	標準報酬月額28万円以上	67万円		Ⅲ	標準報酬月額83万円以上	212万円
				Ⅱ	標準報酬月額53万円～79万円	141万円
				Ⅰ	標準報酬月額28万円～50万円	67万円

※ 対象世帯に70～74歳と70歳未満が混在する場合、まず70～74歳の自己負担額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担額を合わせた額に限度額を適用します。

65歳以上現役世代並み所得者の介護保険利用者負担割合が引き上げられました

世代間・世代内の公平性を確保し、介護保険制度の持続可能性を高める観点から、介護保険の2割負担者のうちとくに所得の高い層の利用者負担が3割に引き上げられました。ただし、月額44,400円の負担上限があります。

	負担割合
年金収入等340万円以上※1	2割▶3割
年金収入等280万円以上※2	2割
年金収入等280万円未満	1割

※1 「合計所得金額(給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額)220万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額340万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合は463万円以上)」。

※2 「合計所得金額160万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額280万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合は346万円以上)」。

ご家族に就職されたお子さまなどはいらっしゃるいませんか?

春に就職されて、職場の健保組合に加入された、新たにパートなどを始めて年収が130万円(月収108,334円)以上※になったお子さまや奥さまがいらっしゃる方、「被扶養者(異動)届」のご提出はお済ですか?このような場合、健保組合の被扶養者の資格はなくなり、健保組合への届出が必要になります。被扶養者の異動届は、異動があった日から5日以内が原則となっておりますので、よろしく願いいたします。

※60歳以上または障がい者の場合は年収180万円(月収15万円)以上

ご家族に
以下のような
異動があったときは
「被扶養者(異動)届」と「保険証」を
5日以内に

当組合へご提出お願いします!

就職	収入の増加 (基準額以上)
結婚・離婚	出生・死亡

定期的に被扶養者の資格確認の調査を実施します

健保組合の被扶養者は、保険料を負担しないで給付が受けられる代わりに、収入等について一定の要件を常に満たしている必要があります。

しかし就職などで要件を満たしていないご家族が被扶養者のままでいると、みなさんから納めていただく貴重な保険料が必要以上に使われてしまうことにもなりかねません。また、高齢者医療制度への納付金が増える可能性もあります。このような事態を避け、健保組合の健全な運営を維持するために、毎年、ご家族が被扶養者の資格を満たしているか確認するための調査を実施させていただいておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

◆被扶養者資格確認実施時期◆ 12月頃に対象のご家族がいらっしゃる被保険者にご案内いたします

組合の現況

平成30年6月末現在

事業所数	被保険者数		平均標準報酬月額		被保険者の平均年齢	被扶養者数
(130件) 127件	男子	(6,818人) 6,667人	男子	(380,533円) 384,542円	男子 (44.45歳) 44.69歳	(8,461人)
	女子	(3,860人) 3,961人	女子	(253,856円) 255,193円	女子 (38.89歳) 39.23歳	8,264人
	合計	(10,678人) 10,628人	平均	(334,740円) 336,335円	平均 (42.44歳) 42.65歳	(0.79人)
						【扶養率0.78人】

()内は前年同月数値

楽しい!

ヘルシー!

健保の健康づくり事業をピックアップ

10月6日
(土)
開催

けんぽれんあいち健康ウォーク 秋

歴史を巡る街並みを散策

～国宝犬山城から中山道鵜沼宿へ

約8.5km

約2時間
30分

スタート

石作公園

(名鉄犬山線・小牧線)
「犬山駅」から約0.6km

おもな立ち寄りスポット

■犬山城下町

…江戸から昭和までの歴史的な建造物

■犬山城

…1537年に建てられた現存する日本最古の木造天守閣

■中山道鵜沼宿

…江戸時代をしのばせる街並みに残る脇本陣や町屋館など



ゴール

名鉄
犬山線・各務原線
新鵜沼駅

〈費用:無料〉
(交通費は自己負担)

味覚狩り



各施設の窓口で
健康保険証をご提示いただくと、
割引料金でご利用いただけます。

- ぶどう 岡崎駒立(愛知県)・大府長根山(愛知県)
- 梨 山之上(岐阜県)
- みかん 南知多鈴ヶ谷(愛知県)・三ヶ日(静岡県)
- 栗 中津川(岐阜県)
- さつまいも 多度(三重県)
- いちご 南知多(愛知県)

スポーツクラブ

スポーツクラブレネサンスと法人契約して
いますので、お得な料金で利用OK。
運動を習慣にして体力・
免疫力UPを目指しましょう。



- 1回利用することに利用料を支払う
都度利用制 なら 1,620円/回
- 月会費を支払って、月内何度も通える
月会費制 なら 8,424円/月
(女性専用施設 9,720円/月)

秋のキャンペーンご案内

期間 平成30年9月22日(土)
～平成30年11月11日(日)

- 都度利用制
 - 特典① タオル・シューズ・Tシャツ・ハーフパンツのレンタル料が入会当日無料
【対象施設:一般施設】
- 月会費制
 - 特典① 入会時の手数料(通常1,080円) 無料
【対象施設:一般施設・女性専用施設・コクールレネサンス】
 - 特典② タオル・シューズ・Tシャツ・ハーフパンツのレンタル料が最大2ヵ月間無料
【対象施設:一般施設】
 - 特典③ レンタルマットが最大6ヵ月間無料
【対象施設:女性専用施設】

らくらく禁煙コンテスト

「楽しく・賢く禁煙しよう」をコンセプトにした
通信制のプログラムで禁煙をしっかりサポート。
最初の2週間は禁煙に向けての準備、
それに続く4週間で禁煙にトライします。

- 申込締切 平成30年9月21日
- 実施期間 平成30年10月15日
～平成30年11月25日
- 参加者一部負担金 500円

詳しくはホームページをご覧ください <http://www.meiyaku-kenpo.or.jp/>

保健事業